

農地関係 I C T 活用工事実施要領

第 1 条 概要

本要領における I C T 活用工事とは、以下の①～⑤の各段階に応じた I C T 施工技術を活用する工事である。

なお、現場条件等により、③ I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施するなど、生産性向上のために現場条件等に合わせて個別に I C T 施工技術を採用した場合でも I C T 活用工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

第 2 条 I C T 活用工事の発注形式

I C T 活用工事の発注は、以下によるものとする。なお、①および②においては、特別仕様書に本要領に基づく I C T 活用工事であることを明記するものとする。

①発注者指定型

特別仕様書において、発注者が I C T 施工技術の活用を指定する工事

②受注者希望 I 型

特別仕様書において、I C T 施工技術の活用に関して請負者との協議を指定する工事

③受注者希望 II 型

契約後、請負者の発議により I C T 施工技術を活用する工事

第 3 条 I C T 活用工事の実施方法

(1) 発注者指定型

請負者は別紙 1 又は（記載例－1）により、実施内容について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。

(2) 受注者希望 I 型

請負者が I C T 活用工事の実施を希望する場合、別紙 1 又は（記載例－1）により、実施内容について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。なお、請負者が施工現場の環境条件等により I C T 活用工事を実施できない場合は、別紙（記載例－2）により監督員あて協議すること。

(3) 受注者希望Ⅱ型

請負者が実施を希望する場合は、契約後、別紙1又は(記載例-1)により監督員と協議を行うものとする。

第4条 ICT施工技術の具体的内容と適用範囲

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤に定めるもの並びに、その他、情報化施工技術を用いた施工で、情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)(以下「ICTガイドライン」という。)又はそれに類する基準に従い、実施が適切と発注者が認めるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～3)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

- 1) UAV(無人航空機)空中写真測量を用いた起工測量
- 2) TLS(地上型レーザースキャナー)を用いた起工測量
- 3) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT施工技術を活用した出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

3次元設計データを用い、3次元MC又は3次元MG建設機械により施工を実施する。

※MC:マシンコントロール、MG:マシンガイダンス

④ 3次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、下記1)～4)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

- 1) UAV(無人航空機)空中写真測量を用いた出来形管理
- 2) TLS(地上型レーザースキャナー)を用いた出来形管理
- 3) 出来形管理用TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

ICT施工技術を活用した出来形管理等の施工管理において、3次元データによる施工管理を実施した場合は、その施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

第5条 積算方法

I C T活用工事に要する費用は、設計計上の対象とし、積算方法については、I C Tガイドライン又はそれに類すると発注者が認めたものによるものとする。

第6条 I C T活用工事実施の推進のための措置

(1) 工事成績評定における加点

I C T活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評定の創意工夫において評価するものとする。評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、第1条①～⑤に示すI C T施工技術の内、いずれか一つでも実施した場合は「I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、①～⑤の技術について、活用した技術ごとに評価を加える。

(2) 取組証の発行

前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、「③I C T建設機械による施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して「I C T活用工事取組証」（様式－1）を発行するものとする。

第7条 施工後における報告及び納品

(1) 工事特性等への対応状況の報告

請負者は、I C T施工技術を活用する場合は、施工計画書に必要事項を記入のうえ、監督員に提出するとともに実施状況が確認できる写真を添付した任意様式により工事完了時まで監督員に報告するものとする。なお、報告が無い場合には、第6条 2に定める評価を行わない。

(2) 電子納品

電子成果品の作成にあたっては、「I C Tガイドライン」及び、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」によること。

第8条 その他

I C T活用工事の実施にあたり、本要領に定めのない事項、本要領によりがたい事項については、発注者及び請負者で協議して決定する。

附則 この要領は令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年7月1日から施行する。

別紙－ 1

ICT 活用計画書

本工事において、活用する ICT 技術についてチェックすること。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※ ①④において、その他の3次元技術を活用した場合は摘要欄に内容を記載すること。

項目		内容		摘要
□	① 3次元起工測量	<input type="checkbox"/>	1 UAV（無人航空機）空中写真測量を用いた起工測量	
		<input type="checkbox"/>	2 TLS（地上型レーザースキャナー）を用いた起工測量	
		<input type="checkbox"/>	3 その他の3次元計測技術を用いた起工測量	
□	② 3次元設計データ作成	<input type="checkbox"/>	直営による作成	
		<input type="checkbox"/>	委託による作成	
□	③ ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/>	土工（掘削、床堀）	□MC □MG
		<input type="checkbox"/>	土工（盛土）	
		<input type="checkbox"/>	ほ場整備工事 （表土扱い、基盤造成、表土整地）	
		<input type="checkbox"/>	舗装工事 （不陸整正、下層路盤、上層路盤）	
□	④ 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/>	1 UAV（無人航空機）空中写真測量を用いた出来形管理	
		<input type="checkbox"/>	2 TLS（地上型レーザースキャナー）を用いた出来形管理	
		<input type="checkbox"/>	3-1 出来形管理用TS等光波方式を用いた出来形管理（断面管理）	
		<input type="checkbox"/>	3-2 出来形管理用TS等光波方式を用いた出来形管理（面管理）	
		<input type="checkbox"/>	4 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理	
□	⑤ 3次元データの納品			

(様式-1)

年 月 日

I C T活用工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名	
工 事 の 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	

※ 本取組証は、I C T施工技術のうち、「③ I C T建設機械による施工」を実施した場合にのみ発行する。

愛知県〇〇〇所長 印